

- 号（第四九〇七号）（第五三八〇号）
- 学校体育施設（砂場）の整備促進に関する請願（第四五九九号）
- 国立学校設置法等の一部改正案撤回並びに東京教育大学の廃学反対に関する請願（第四八〇〇号）（第四八〇八号）（第四八一六号）（第四八四六号）（第四八四七号）（第五二七三号）（第五五六号）
- 国立学校設置法等の一部改正案の廃案等に関する請願（第四八〇九号）
- 「筑波新大学設置法案」、「人材確保法案」、「教頭法制化法案」の撤回に関する請願（第四九八九号）（第五〇〇五号）（第五〇二〇号）（第五二三号）
- 国立帯広畜産大学の付置機関として日高総合畜産研究所の設置に関する請願（第五〇九八号）
- 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願（第五〇九九号）
- 昭和四十九年度の国の特殊教育施策に関する請

○国の幼稚園教育の施策に関する請願（第五一〇号）

○九月二十七日を「平和国民感謝の日」として国

○「筑波大学法案」
○「人材確保法案」
○「致頭去副

「国立学校設置法」の二部を改正する法律案（第五二〇一號）

（一）同立憲村讀圖法等の一部を改正する法律案」
 庶案に関する請願（第五四九一号）（第五四九二
 号）（第五四九三号）（第五四九四号）（第五四九

五号) (第五四九六号)

○社会教育主事給与費の国庫助成制度の確立に関する請願（第五五〇五号）

〔特別史跡・水城跡〕等の環境保全に関する請願
(第五五四〇号) (第五五四一号) (第五五四二

号) (第五五四三号) (第五五七一号) (第五五七二号) (第五五九三号) (第五五九四号) (第五五

○北海道教育大学旭川分校春光寮（女子寮）の新寮建設に関する請願（第五五八二号）（第五六〇一号）

○教育職身分による学校司書の配置を中心とする学校図書法の改正に関する請願（第五六〇〇号）

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長（永野鎮雄君） ただいまから文教委員会を開会いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。奥野文部大臣。

○國務大臣（奥野誠亮君） このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のように、私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生をはかる目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものでありますが、それ以後、本共済組合が行なう給付については、国公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和四十七年度に引き続き、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行なうため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。第一に、私立学校教職員共済組合法の規定によ

る退職年金、減額退職年金、廃疾年金及び遺族年金の額を、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、昭和四十八年十月分以後、昭和四十五年度以前の退職者については二・三・四％、昭和四十六年度の退職者については一・〇・五％増額することとしたのであります。また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても、相応の引き上げを行なうこととしたのであります。さらに、私立学校教職員共済組合法の規定による通算退職年金の額を、国公立学校の教職員の通算退職年金の額の改定に準じて、新たに、昭和四十八年十一月分以後、増額することとしたのであります。

第二に、給付等の算定の基礎となる標準給与の月額の上限を、国公立学校の教職員の給付等の算定の基礎となる限度額の引き上げに準じて、現行の十八万五千円から二十二万円に引き上げることとしたのであります。

なお、この法律の施行日につきましては、他の共済制度の例にならって、昭和四十八年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

なお、先般国会を通過いたしました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の施行によって、私立学校教職員共済組合においても改善が行なわれる事項について、申し添えます。

第一は、退職年金等の最低保障額の引き上げに関する事項であり、第二は、遺族年金の受給資格要件の緩和に関する事項であります。これらの改善措置につきましては、私立学校教職員共済組合法の規定において国家公務員共済組合法の關係規定を準用することとしておりますので、国家公務員共済組合の場合と同様に、昭和四十八年十一月から退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額が引き上げられ、また公務員病によらないで死

亡した場合の遺族年金の受給資格につきまして、これまでの組合員期間「十年以上」が「一年以上」に短縮されること等となっております。

以上であります。

○委員長（永野鎮雄君） 次に、本案の衆議院における修正部分について、衆議院文教委員長代理理事西岡武夫君から説明を聴取いたします。衆議院議員西岡武夫君。

○衆議院議員（西岡武夫君） ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院修正について御説明申し上げます。本修正は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案にかかるものであります。修正案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

次に、修正の趣旨を御説明いたします。

第一は、通算退職年金の改定の基礎となるいわゆる定額部分の額を、他の共済制度の例になら、二十二万八千円から二十四万円に引き上げることとしております。

第二は、私立学校教職員のうち、私立学校教職員共済組合法の適用を除外されているいわゆる未加入校の教職員について、当該教職員を使用する学校法人の申し出により、昭和四十九年四月一日から同法を適用することとしております。

第三は、第二の措置に伴い、厚生年金保険期間にかかると長期給付の額の調整及び健康保険法による保険給付の取り扱い等について所要の規定を設けるとともに、その他必要な経過措置を講ずることとしております。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○委員長（永野鎮雄君） これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○松永忠二君 総理府の社会保障制度審議会の会

長の大河内一男さんから文部大臣に対しての答申が出ていて、昭和四十八年二月十九日、このことに関連しながら少しお聞きいたします。

最初の「共済年金は、国民皆年金時代にふさわしく、被用者年金の中核である厚生年金を基盤としたうえ、これに企業年金の性格を加味することとし、恩給法によって制約されている部分は、今後これを最小限にとどめるよう根本的に再検討すべき時期である。」と、これについて、文部省としてどういう考え方を持っておられるのか伺います。

○政府委員（安嶋彌君） 社会保障制度審議会の意見は、ただいま松永先生がお読みになったとおりでございますが、一般的な年金制度といたしまして、厚生年金制度のほかに、各共済組合が年金給付の制度を持っておるわけでございますが、一般制度のほかに、こうした特殊な制度を設けておる以上は、その制度について何らかの特色がなければならぬ、こういうことが社会保障制度審議会の意見の内容であるというふうに理解をいたしておりますが、こうした点につきましては、私学共済におきましてもいろいろ検討いたしておるところでございますが、私学共済の内容は、御承知のとおり、国共済、地共済等とも密接に関連をいたしておりますし、かつまた、農林共済等との内容の権衡ということもございまして、ただいま御指摘のような問題点につきましては、総理府に公的年金制度調整連絡会議というものが設けられておりまして、そこで、鋭意いま検討が進められておるといふことでございます。

つまり、厚生年金制度以外の諸制度のあり方についての基本的な検討が行なわれておるといふことでございます。ただ、その検討の内容といたしましては、この制度の立て方がそれぞれ違うものでございますから、国共済、地共済等は公務員グループということで検討を進めておりますし、それから私学、農林はそれと一つのグループをつくりまして検討を進めておるといふことでございます。ただ、私学、農林グループの制度の基本も、

やはり公務員グループの考え方が固まってまいりませんと、にわかに結論を出したいということでごさいます。そうした経過で現在検討が進められておるといふことでございます。

○松永忠二君 「恩給法によって制約されている部分は、今後これを最小限にとどめるよう根本的に再検討すべき時期である」と、これについては具体的内容をどういふに理解をされておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 今回の私共済の年金の改定は、御承知のとおり、国共済に準じた扱いをするというところでございます。国共済はまた、これは恩給の改定に準じた扱いをするというところとございまして、恩給の改定に右へならえをしておるといふことが実際でございしますが、恩給制度というものは、これはいわば制度といしましては過去の制度でございまして、国共済の年金制度という新たな観点から、何らかしらの年金制度とできないかというところがこの趣旨であらうかと考えておりますが、ただ、具体的に、恩給法の考え方以外にどういふ新しい考え方を導入していくかというところにつきましては、ただいま申し上げました、やはり公的年金制度調整連絡会議において、各省寄りまして検討を続けておるといふことでございします。

○松永忠二君 恩給法に右へならえして、すべての異なる年金が実施をされている。それに付いて、それに制約されないような点について、根本的に再検討すべきであるというところであるので、文部省としても、やはりその考え方を、こういう点は特色を生かしてやっぱりするべきじゃないかという案を持っていることが必要だと思っております。私共済なんかは標準の給与も非常に低いし、そのほかの点でも改善をすることがあるわけですから、そういう点について、やっぱ案を持ってやっていたということが非常に大事だと思ふ。ただ、単に検討しているということじゃなくて、もう根本的に再検討すべき時期だといわれているわけだから、どういふ点を一体恩給法の

制約から除外をしなければいけないのかという点を検討していくということをやってもいいと思ふのです。

それから第二番目に、「従前と同じく恩給法の改正に際しては余儀なく行なわれるものとはいえず、適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い」というふうな点が指摘をされているのですが、これについては、どういふ反省を文部省としては持っているのですか。

○政府委員(安嶋彌君) この社会保障制度審議会の意見は、各共済組合共通に出された意見でございします。ここに「恩給法の改正に際しては余儀なく行なわれるものとはいえず、適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い」という、これは私共済には直接の関係がないようにございしますが、たとえば旧満鉄職員の恩給の通算の問題等につきましては、恩給法の改正に見合せて国共済法その他の改正が行なわれている、そういう点をさしておるといふに理解をいたしております。私共済の制度につきましても直接該当するところはないようにございします。

○松永忠二君 それは違いますよ。昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の制定について答申が出たおのりです。一般的なもので答申が出ているのじゃないのですよ。私共済について、こういうことをいっているのです。だからあなたのおっしゃったように、一般的なことをいっているのじゃないのですよ。私共済について、そういうことをいっている。だからどういふところが一体「適用範囲の拡大その他定見を欠くところが多い」と、こういう指摘を受けるのは、どこにそういう原因があると考えているのか。

○政府委員(安嶋彌君) 先ほど申し上げましたように、確かにこの意見は私共済の改正についての意見でございしますが、実は松永先生御指摘の点は、先般の衆議院の文教委員会における審議におきましても問題になった点でございしますが、その際、

社会保障制度審議会の事務局長の答弁をいたしましては、この関連は、先ほど私が申し上げましたように、今回の改正について共通的に意見述べたものであって、私共済プロパーの問題については具体的に特に問題点はないというふうな答弁もあつたような次第でございします。したがって、先ほど私が申し上げたようなことで御理解を賜りたいと思ひます。

○松永忠二君 それは、少しちよつとおかしいんでね。ちゃんと私共済からの年金の額の改定に関する法律等の一部改正の法律制定について答申がされておるわけですよ、文部大臣に。一般的なことでやっておるのじゃない。だからこれはやはり私もそれじゃ、そこがこのものだというだけの指摘が私自身はできません。そこで、あなた方はどういふことを考えていられるのか聞いたわけなんですけれども、やはりばくとして、はつきりしたことが言えないわけですよ。少し私にはやはりこういう問題について取り組み方が鈍いというか、弱いのではないかと。同じそれじゃ、これを一般的なものであるという言い方をするのじゃなく、どこに具体的にその定見を欠くところが多いとか、適用範囲の拡大についてという、これは人の私のことじゃないという言い方じゃないと私は思ふのですよ、この指摘は。だからこういう点については、実はあなたの方から具体的に聞きたいのであって、私自身は、この点はどこにあるのかというところを実はいまはつきりしないのですよ。しかし、これはあなたの言う抽象的なことを言っているのじゃないんですからね。これはその表題がちゃんとあるんであって、文部大臣に對してよこしたのですからね。しかも、昭和四十四年度以後における私立学校教職員組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の制定について総理府社会保障制度審議会から答申が出ているのですからね。そういう言い方は少しあれだと思ふのです。これはまたひとつとまめたものを聞かしてください。検討してみてください。

その次は、「遺族年金の受給資格要件の緩和は、遅きに失したうらみはあるが、本審議会のかねてからの主張に沿うものである」という、これは従来十年だったのを一年にしたという点についてはそのとおり。ただ、その場合に、結局一年にしたけれども、生計の維持の關係から除外をする支給の条件をきめたわけなんです。そういう面からいうと、一年間、結局出して全然もらわない人も出てくるということになるので、まあ、十年を一年に短くしたんだから、こういう条件をつくることも必要だといふふうに考えますけれども、やはりこれについてもいろいろ意見があるということとは私は理解をしておかなければいかぬのじゃないかと思ふ。

その次に「自動スライド制の措置は、今回見送られているが、十分その内容を検討したうえ、速やかにその実現をはかられた」と、この点については、これは一般的な、これにも適用することですけれども、スライド制の問題について、やはり十分な検討をしていかなければいけないというふうに思ふんです。

その次に「公的年金における国庫負担については、各制度を通じての共通のルールを確立すべきである」と、これは、われわれもよく言うことですが、「なお、今回、厚生年金が大幅に改善される結果、本制度の年金受給者が著しく不利になるおそれがある。このことは、皆年金下における公平の原則をそなうので、この点に留意し、財政基盤の強化その他根本的な検討が必要である」ということをいっているわけですよ。そこで少し内容的にいうと、厚生年金を下回っているものが、一体、私共済の年金受給者の中にどのくらいあるのか。それから、その改定によって、その数がどういふふうに変動されたのか、これを関連してちよつとそこを聞かしてください。

○政府委員(安嶋彌君) 私共済の年金受給者の中で、今回の厚生年金制度の内容の改善によりまして、それより給付額が下回るものがどれくらいあるかというお尋ねでございしますが、実は、先般

の国会におきまして、厚生年金の内容自体の修正があつたわけでございます。その点につきまして、先ほど衆議院の委員長代理から御説明があつたわけでございますが、その修正前の厚生年金の定額部分が九百二十円という前提で計算をいたしますと、私学共済の退職年金の受給資格者、これが約四千五百人程度でございますが、このうち、今回の措置によりまして、厚生年金給付を下回ることになるものが、私どもの推計では約五百人、比率にいたしまして一〇％程度であろうというふうに推計をいたしております。ところが、この定額部分は、ただいま申し上げましたように、九百二十円の推計でございますので、これが千円になりますると、私学共済の年金受給者で厚年を下回るものが、さらに若干ふえるということが予想されます。ただいま約五百人ぐらいが九百二十円であるとして申し上げたわけでございますが、これが数十名増加するであろうというふうな推計をいたしております。

そこで、このことについて問題があるというところは、ただいま先生御指摘のとおりでございますが、しかし、こうした事態は、実は私学共済だけではなくて、国共済におきましても、地共済におきましても、全く同様の事例があるわけでございます。今回の厚生年金制度の改正に対応いたしますと、各共済制度がどういふふうに対応しなければならぬかというこの非常に重要な問題の一つでございます。今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○松永忠二君 それは答申の中に出てくるそのことと共通することだと思つたので、厚生年金を下回るものが五百名、一〇％だ、それがもう少し多くなつていくわけですね。こういうものを私学共済なり、共済としてやっていると、何でも恩給に横にならねばそれではいいという筋合いではないので、やっぱり根本的に解決をすべき問題で、努力をしてみようべきものでしょう。

財源基盤の強化の問題に触れて少し伺いたい。今度の法改正によって増加する財源というのが予

測をされるわけだが、いろいろこれを国庫補助率のアップ等、それから財源調整費とをこの金利の利益差で、これで埋めていこうと考えているということとは、まあきょうはあまりあれですから、私のほうで申し上げますが、そういうところで、増加財源を得ていこうということである、そこで掛け金としてとっているのは短期給付が千分の七十六、長期給付が千分の七十六、これを折半してあるという状態で、掛け金率というの必ずしも他と比べてみると少し問題があることは事実ですが、掛け金で財源をとる。国庫補助金については、今度長期給付について千分の十八になつたわけですけれども、しかし、これについてはもう少し上げた方がいいのが文部省の考え方、厚生年金と同じ千分の二十にするという考え方努力をされていると思ひますが、これについてはそういう点で考えておられるのか、そうしてまた、これを何とか目的を達成したいという、こういうことになりはありませんか。

○政府委員(安嶋彌君) おっしゃるとおりでございます。文部省は年来厚生年金と同じように百分の二十の補助をしてもらいたいという要求をいたしておるわけでございますが、昨年度の改正によりまして御承知のとおり、百分の十六から百分の十八に上がったわけでございます。本年度もさらに、これを二十にしたいという要求をいたしたわけでございますが、農林共済その他との関連もございまして、本年度はその引き上げが実現できなかったというところでございまして、基本的には、御指摘のような方向で従来も努力をいたしておりますが、今後も努力を続けてまいりたいというふうに考えています。四十九年度の概算要求も、そうした方向です。大蔵省に提出してござい

ます。

○松永忠二君 それから、事務費の補助の問題、長期は一人五百五十円、短期は一人二百四十五円だ、これは短期については、健康保険とか国公共共済、現業と比べて多いわけでありませうけれども、しかし、実際には厚生年金は国が全額、国公、

地公は国が全額事務費を見ているということであつて、長期、短期の事務費を含めて国のほうで七千八百八十五万円ほどの補助が出ているが、実際使っている金は六億くらいあるというふうなことを言われている。一人三千円くらいある。したがって、事務費については、補助のいわゆる率が必要額に比べてみて逐年非常に低下しているというのが現状だというふうな私に聞いているんですが、この事務費の補助問題についても、今後どんなふうな努力をされているのか、現状、大体そんなところであるのか、この点についてひとつ聞かしてくださいます。

○政府委員(安嶋彌君) 事務費の実態は御指摘のとおりでございます。国の補助金が少ないものでございまして、掛け金の中から一部業務費を充当しておるというふうな状況でございます。ただ、予算の折衝で非常に困難を感じます点は、ただいま御指摘がございましたように、私学共済は組合員の数が約二十万というところでございまして、公立学校共済組合等に比べると規模が小さいわけでございます。さらに、公立共済等でございますと、各地方公共団体の各種の援助が人的、物的に得られておるわけでございますが、私共済の場合は、そうしたものがございせん。そういった関係で、一人当たりの事務費のコストというのが割り高になるといふ事情がございまして、その割り高の部分を認めさせるといふことが、従来なかなか困難であるというところでございまして、来年度の事務費の要求額は、本年度は約九千四百万円でございますが、来年度はこれを約一億五千四百万円程度に増額をしてみたいという要求をすでに持ち込んでございまして、私学共済組合のただいま申し上げましたような特殊性を理解して、事務費の増額をはかっていくように十分折衝をしたいというふうに考えております。

○松永忠二君 文部大臣、お聞きをしていただいで、やっぱり私学共済のようなのは、積極的なかなか支援をしてくれる人も非常に少ないわけ

すからね。ぜひひとつ、いま言ったような話で、一人三千円もかかる事務費が、実際には五百五十円なり二百四十五円。だから、ぜひひとつこの事務費の増加についても、努力をしてみたいと思ひます。

それから、その次に、日本私学振興財団助成金というのがあるわけですね、財源の中に、これは、長期給付について、これはもう前の少しあれでありますけれども、長期給付について、二億四千三百八十万円、施設と建築に対して三千五百万円、計二億七千八百八十万円あるわけですね、これは、財団法の二十条の三項に基づいて、大体千分の六補助があるということに話ができています。これは、文部省と大蔵省と振興会で話し合ひをして、私学共済との間に何か覚え書をつくつて、昭和三十七年以來そういうことをやっていると、そうである。で、この私学共済のこういう命令を見ると、千分の六になつていふんです。ところが、実際はどのくらいになるかというところ、実は千分の二にしかなくなつていふんです。これはもう、聞いてみると、だから、つまり、千分の六、こういうものにもちゃんと財源としてはこれを六と書いてあるんですけれども、実際の金は、六はないどころか千分の二にしかありません。だから、もつこの私学振興財団助成金については、約束どおりのものをきつとやつて、やつていけるようにしていかなければならぬのじゃないか。だから、これについて、やっぱり、せつなく覚え書までつくつて、初めは千分の六だったのが、いまや実質には千分の二にしかなくなつていふ。これじゃ、ますます私学共済はたいへんになつてくるわけですね、この財源強化という意味でも、この点について、局長もひとつ、大臣も、しっかりとこの財団助成金について、法でも規定されていることだから、約束をされたものをひとつ助成するように努力してもらいたいというところで、これが財源強化の上に非常に重要だと思ひます。この点についてどうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 実態並びに考え方の基本

は、おっしゃるとおりかと思ひます。

ただ実際問題といたしまして、私学振興財団の現在の経理状況から考えまして、現実千分の二、実はさらに下回ってあるわけでございますが、千分の二以下のものを千分の六という、私学振興会と私学共済組合が協定をしたその率にまで高めていくということは、私学振興財団の現在の経理の状況からいたしましてきわめて困難であるという判断を、遺憾ながらせざるを得ないわけでございます。

したがいまして、この財源計算は千分の六で行なわれているにもかかわらず、実質が千分の二以下であるという関係上、長期の資金の積み立てにそのズレがまいりまして、いわば計算上、穴があいておるといふことでございます。これをどう埋めていくかということが今後の課題でございます。

四十九年度におきましては、国共済、地共済等におきまして、年金の原資の再計算を行なう時期になっております。私学共済は何年に一べん再計算を行なうという法律上の義務づけはございませんけれども、他の共済に合せて来年度、そうした点の検討をいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、その際、ただいま御指摘のような課題、その他長期の財源に関する問題を総体的に洗い出しまして、検討を加えていきたいというふうに考えております。

○松永忠二君 それは、具体的にどういうやり方がいいのかどうかはつきり私たちもよくわかりませんけれども、何といたって、私学共済自身の財源が非常に強化されていない状況である。だから、私学振興財団のほうの財政基盤を強化するという意味からいへば方法もまたあるわけだから、その点からひとつ、千分の六が確保できるようにまた検討をして、そういうことに努力をしてもらいたい。

それから、その次に、財源調整費というのがあるわけですね。財源調整費、四十八年度に八千百万円別途計上して、大蔵省が、私学共済の財政基

盤が弱いというので、出しているわけですね。これが、さっき話が出た、大臣、その千分の二十というのを用途に、要するに、それに達するために四十四年から財源調整費というものがつけられた。四十八年度で言うと、これが千分の一・七八だといふわけですね。だから、今度十八になったから十九・七八といふことにこれはなるわけなんです、数字から言えば。財源調整費というのが、そういう形でつけられているものだから、結局それが多かったり少なかったりすると、影響してくるわけで、やっぱり、局長が言っているように、私学共済の財政基盤は非常に弱いんだから、厚生年金と同じように、千分の二十にするということをやれば、こういうあいまいな、財源調整費というものはつけなくても済むわけですね。

それからまた、せっかく財源調整費をつくってくれるなら、それが合算して千分の二十になるように財源調整費をつけてもらわないとでかぬが、根本的な解決というのはやはり、局長も盛んに、ぜひやりたいと、必ずしも政府内部で統一の合意はなされないようだけれども、千分の二十というのは非常にばりつきりしていることなんで、これをひとつ目標にがんばってもらいたい。そして財源調整費については、少なくとも、それが千分の二十でなくても、二十になるように、財源調整費をひとつはつきり要求をして獲得してもらいたい。これについて、ひとつ大臣はどうお考えになりますか、ちょっと聞かしてください。

○政府委員(安嶋彌君) 先にちょっと私からお答えを申し上げます。財源調整費は、ただいま御指摘のとおりでございます。八千百万円の財源調整費は、比率にいたしますと一・八二八でございます。したがって、法定のものが一八でございますから、合わせますと一九・八二といふことで、ほとんど二〇%に実質的には近いわけでございます。そこで、私どもの予算要求といたしましては、これを千分の二十にせしめてもらいたいと、財源調整はそのかわり要求はしないと、こういうたてまえでござ

います。金額は同じでございますけれども、比率にいたしますと実際にはいたしますのでは、保険計算が非常に違ってくるわけでございまして、ぜひそのしたことを実現してもらいたいということ、強く大蔵省等に申し上げましたように、強く大蔵省の考え方、定率ということに非常にこだわると申しますか、財政当局としては心配をするわけでございます。金額的な今後の伸びといったようなことでもあらうかと思ひますが、そういうことと、それからもう一つは、国共済、地共済が御承知のとおり、私学共済や農林共済よりはさらに低いわけでございまして、その辺とのバランスをたいへん心配するわけでございます。しかし、私どもは、私学共済の特殊性あるいは私学振興の重要性という点から、何とかこれを認めてもらいたいというところを、先ほども申し上げましたように、年来主張しておるわけでございます。今後ともそうした主張は続けてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私学共済発足当時は、この率が百分の十でございました。それがだんだん百分の十八にまどなつてまいりましたわけでござい

ます。反面、厚生年金のほうは百分の二十にまどなつたわけでございまして、文部省といたしましては、もぜひ百分の二十で足並みをそろえたいと、こういうことで予算要求はしてきたわけでございまして、四十八年度は御指摘のような結果になつてゐるわけであります。私といたしましては、やはり百分の二十を確保して、そして私学共済がみずから責任を持って自主的な経営を進めていくという姿勢が大切じゃないか、こういう考えを持ってゐるわけであります。

財源調整というふうなものをもつて大体百分の二十になるからいいじゃないかということになしに、定率補助にしろましては、責任をもつて私学共済が独立して運営を進めていくという体制をとりたいものだ、今後ともそういう気持ちで

努力をしていきたいと思つております。

○松永忠二君 そのほかに、財源としてはいふゆる利益差というものを保持しているわけですね。これについてはちょっと置いて、都道府県、長期給付掛金分補助金交付額というのがあるわけですね。四十六年十億一千八百七十七万、約〇・八%だ、こう言っているのですが、この〇・八%というのは、何かもうきづづけになって、これ以上出さずといふことはいかぬとか、どういふゆるの意味を持つてゐるのですか。〇・八が一つのあれになつて、〇・八が一つの〇・八を〇・四、〇・四と分けて、そういう掛け金を実際少なくてゐるわけですね。そういうやり方で負担の軽減をさせてゐるわけだけれども、〇・八というのは一体どういふところから出てきて、合理性があるのか。これももう少し上げるわけにはいかぬものだらうか、どういふことなんです。この辺をちょっと伺いたい。

○政府委員(安嶋彌君) ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、この長期給付に対する国の補助は、私学共済発足当初は百分の十でございました。ところが、当時の長期給付の財源率は千分の八十七・一五でございまして、その一割といふことで千分の八といふ比率が当初きまつたといふ経過がございます。ところが、ただいま問題になつておりますように、国の補助率はその後千分の十から千分の一八八になつておるわけでござい

ます。ですから、当初の考え方、つまり国と府県は同じような補助をするんだという考え方から申しますと、国が百分の十八の補助をするならば、府県も百分の十八の補助をという考え方が出てくるわけでございまして、各府県の財政状況その他から考えまして、この点につきましては、従来これを引き上げるというふうな要請はいたしてこなかったわけでございまして、しかし、御指摘でもございまして、都道府県、この補助率の引き上げといふ問題につきましては、さらに私どもとしまして、今後検討を加えていきたいというふうに考えております。

○松永忠二君 もうすではつきりした根拠があつて始まつたことなから、片方で十八になつてきているわけですから、これはやっぱり努力をしてみたい。

それから、現実に私学について教育面で非常に負担をかけている面もあるわけなんです、だからやっぱり都道府県といえどもこの負担を上げていくことについて、さういふ異議は出てくることではないというか、財政的に苦しいからいろいろ意見は出るでしょうが、しかし、都道府県等も私学に対する協力もそれなりになかなかなつていて、わけですから、はつきりしたこういう根拠で打ち出されてきたものであれば、ぜひひとつこれを何とか、○・八%のくぎづけにならないで、もう少しまああなたのおっしゃつたような点を努力してもらつて交渉をしてみる、これなんか大臣にもひとつさういふ面を取り上げてもらつて、努力していつてもいいと思ひますね。

それから、長期の経理の資産を見ると、相当不足が出てくるわけですね。ここに出てくるのは、昭和四十六年度長期経理資産として百九十六億という不足額があるわけですね。これは例の責任準備金に対して責任準備金引き当て金と保有資産とを入れて考えてみると、百九十六億のつまり不足がある。これはその数字的な計算で出てきたものであるけれども、これはやっぱりきちんと不足額をなくしていかなければ健全な共済と言えないわけですね。これについては、どこでどういふふうな方法を講ずるかは別として、やはりさういふ点についても非常に健全な、不健全といつちやぐあいが悪いけれども、そこまでは言い切らぬとして、やはり数字的に長期経理について赤字が出ていくわけですから、これをどういふ方向で解決していくかということについても、やはり検討を進めていくべきものじゃないかと思ひます。これはさういふように、財政基盤をこの答申どおり私は強化したいと思ひます。さういふ点で国はよほど積極的になつていふべきで、さういふ点で、さういふ点を考えるのですが、その点についてどうですか。

うですか。

○政府委員(安嶋彌君) おっしゃるとおりの問題があるわけでごさいます。先ほど申し上げましたように、明年度財源の再計算を行なうというところでごさいますので、その際に、各種の問題点を相対的に洗い出しまして、全体としてどう考えるかということを考えてまいりたいというふうに考えます。ただ、この赤字はただいま御指摘のごさいますように、いわば現段階では計算上の不足でございます。これを解消する一つの方法といたしまして、一つのと申しますか、現段階の方法といたしましては、財源調整費の補助でございますとか、あるいは利益差でございますとか、さうしたものでカバーをしたいということでごさいます。が、しかし、長期にわたつて安定した資金計画を立てるといふことでは、ただいま申し上げましたような方法では不十分なわけでごさいます。一つは、方法といたしましては、この百分の十八の補助を三十に引き上げる、引き上げますと、これは現実には補助金が入つておりませんでも百分の二十という理論数値で計算をいたしまして、それが責任準備金の内容として入つてくるわけでごさいますから、それだけでも相当な不足額の補てんになるわけでごさいます。一番有力な方法は、さういふ方法であらうかと思ひますが、さうした点も含めて再計算の際に全体的に検討されていた

にやいかぬと思ひますね。これは異議のないところだと思ひます。したがつて、実は私学共済の人たちの条件というのは非常に悪いわけですね。たとえば、ここで一つ例をとつてみて住宅貸し付けについて考えてみると、他の人たちが、地公が四百五十万に對して今度住宅貸し付けが四百万だと、それから利子がいままで六%だったのが五・八%になった。これも地公のほうは五・七六%というわけで利子も低いし、貸せる金額も多いわけですね。トータルとしてどうですか。トータルとして一体地公の住宅資金に對する貸し付けの平均額と私学共済の住宅資金の貸し付けの平均額と、その数字をちよつと比べてみて下さい。

○政府委員(安嶋彌君) 実は平均の実績は手元を持ち合わせておりませんが、限度額を申し上げてお答えにかえたいと思ひますが、私学共済は現在三百万円でごさいます。これを四十八年度中に四百万円に引き上げたいというふうに考えております。公立学校共済は四百五十万円でごさいます。文部共済は四百五十万円でごさいます。特例として七百万円という金額がございます。さうした点から申しますと、御指摘のとおり、私学共済の貸し付けの、実は平均額は持ち合わせてございませんけれども、限度額から申し上げても他の共済を下回つておるという状況でございます。

○松永忠二君 長期経理の資産の運用について、一号資産として五百六十二億、この法定割合は五%以上で、私学振興財団二百億貸し付けをやつていられるわけですね。それから二号資産として三十億、これは法定で二五%以下で、三号資産は七十九億で、法定は二五%以下で、この三号資産というのが非常に低い、これは実際は一二%ぐらゐになつていられるだろう、これが短期経理の貸し付け金になつていくわけですね。ですから、いわゆる長期経理の資産の運用がもう少しやはり法定割合に近づけるように、三号資産の運用をやつていか

三、資産の運用についての御意見があつたわけでごさいます。確かにさういふような問題点がございます。金額が少くないという点は、これは実は査定をしたというふうなことは必ずしもないわけでごさいます。実際の需要自体が必ずしも大きくなかつたということがございます。しかし、なせ需要が少なくなつたかといへば、いま申し上げたように限度額もあらかじめ低いというところがわかつていふし、償還の期限もほかにくらべて短く、金利も高いといふようなことがあつて需要が少なくしか出てないといふこともあらうかと思ひます。本年度から貸し付け利率は私学共済は現に六%でございすが、文部共済並みの五・八%に引き下げたいといふふうに考えておりま

す。それから限度額は、先ほど申し上げましたように三百万円から四百万円に引き上げたいということでごさいます。それから償還の回数でございすが、現在は私学共済百八十月というふうになつておりますが、これを二百四十月に延長をしたいといふふうに考えておられまして、前向きにいろいろ対処をしておるところでございます。

二千四百円で同じになりましたけれども、短期給付も非常に悪い。これは財源が強固でないから、それは一つは標準給与が低いので、掛け金率は必ずしも他より低くないんだけれども、財政的にはうまくいかぬということになってきてしまうわけですね。だからどうしたって短期給付も低くしなきゃできないし、長期給付のほうでもいろいろ問題が出てくる。しかも、私はこまかく言いませんけれども、こういうふうなものを見ても、たとえば、病院にしても、保健所にしても、何にしても数がよりうりやうたるもんです。国家公務員とか地方公務員のこういうものに比べてはるかに低いわけですよ。これはひとつよほど気にかけて、やはりどこからそろえていくかというような意味でいえば共済制度のようなものをそろえていかなくちゃいけないし、一番大事なところだと思ふんで、一つずつあげたのは住宅の問題で、これはもっとこまかな問題をすれば幾らでもあると思ふけれども、きょうは時間もあれだから、私は以上で終わりますけれども、これはもうこの答申の最後にあるように、「財政基盤の強化その他根本的な検討が必要」だといっているとおりで、思ふ。しかも、これを取り上げて、たとえば自民党にしても、われわれのほうでもこれを重点に努力をする人というのはまことに何と云うのですか、われわれにしても、知識として十分なことではないんですよ。だからやはりきょう実は最後にくらして私学共済の問題を取り上げなきゃできないというの、一つは、やはりこの法律についてどういう見方を一体政府がしていたのか、国公も地公も米価も年金も上がっているときに、事と次第によつてはこの私学共済の法律が廃案になつてしまふというようなことも考えられるような国会情勢の中で、何としても、これをまず通してやらねえと、何としても、無理してもらわねえと、何と云う熱意が政府や与党の中から私は出てくべき筋合いのものだと思ふんです。ようやくにしていますすべり込みの形になってきたけど、そういうものじゃないんですよ、この法律は。

だからこういう点については、実は与党の理事はいろいろおっしゃるでしようけれども、私たちが、これだけは難して成立をさせたいと、何かそういう時期はなからうかという話をしたこともあります。だからわれわれも非常に熱心で非常に努力しているという大きなことは言いませんけれども、お互い非常に気にかけていたことは事実なんです。だから、もう少しやっぱり文部省のほうでもひとつこれを力を入れてもらつて、そうして、少なくとも公立の学校の先生並みになれるように、どこに問題があるのか、特に答申なんかも、こういうのはきつりしたものが出ている状況の中から、こういうものをバックにしてひとつ努力をしてもらいたい。特に、大蔵省との交渉については、大臣はこういうふうなこまかい財政の面については相当しっかりした調査と、力量も知識もあるわけなんです。これに基づくと、あなたが説得というのは、これは相当やっぱり耳を傾けなければできないような大きな、何ですか、あれがあると思ふ。ひとつこういう機会に——あまりよく知らない者じゃこれなかなかにできません。やっぱ知っている者が知っているときにがんばつてもらわなければいけないので、ぜひひとつこれは解決をしてもらいたい、努力してもらいたい、ということとを特に大臣に要望いたしまして、大臣から御答弁いたして、私、質問を終わります。

○国務大臣(奥野誠亮君) だんだんのお話、まことにこもつともだと思ひます。各組合構成員の状況が違ひますので、若干の差が出てくることはやむを得ないんじゃないかと、かように考えるわけでありまして。しかし、それにいたしまして、組合員の福祉の充実その他につきまして、一そうの向上をはかつていかなければならないことでもございまして、今後とも財政面の強化につきまして努力を続けていきたいと思います。

○委員長(永野鎮雄君) ほかには御発言がなければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。

【賛成者挙手】

○委員長(永野鎮雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永野鎮雄君) 次に、請願の審査を行います。

第二三三号小学校および中学校における養護教職員・事務職員の全校配置に関する請願外五百七件を議題といたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(永野鎮雄君) 速記を起して。ただいま速記を中止して御審査いただきましたとおり、第二四四号 私立学校に対する財政援助に関する請願外百八十件の請願は議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、第二三三号 小学校および中学校における養護教職員・事務職員の全校配置に関する請願外三百二十六件の請願は保留と決定することに御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永野鎮雄君) 続いて、継続審査要求に関する件について、おはかりいたします。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案(参第五号)、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案、図書館法の一部を改正する法律案、学校教育法及び学校図書法の一部を改正する法律案、及び義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案、以上九法律案につきましては、閉会中もお審査を継続したいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永野鎮雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(永野鎮雄君) 引き続き。継続審査要求に関する件についておはかりいたします。

教育、文化及び学術に関する調査につきまして

第三五号 史跡保護対策の拡充に関する請

第一一二号、第一一二号、第一一六〇

第四五九九号 学校体育施設（砂場）の整

に関する請願（第五五〇五号）

請願者 石川県河北郡津幡町下河合 座主

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五〇〇号 昭和四十八年九月十七日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町南四条東五丁目 伊藤達弘外四百九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五〇一号 昭和四十八年九月十七日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市高松町一、五一七ノ五 寺田道子外九百二十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五二〇号 昭和四十八年九月十八日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 北海道常呂郡訓子府町西幸町小野良雄外百三十五名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五二二号 昭和四十八年九月十八日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 北海道小樽市朝里二ノ七 小林照雄外二百八十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五二三号 昭和四十八年九月十八日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 札幌市南区真駒内緑町一ノ一 奥山隆外百六十四名

紹介議員 野末 和彦君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五二六号 昭和四十八年九月十八日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願（二通）

請願者 鹿児島市築師町一二七 宮内三二郎外八百六十五名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五七三三号 昭和四十八年九月十九日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願（二通）

請願者 福島県会津若松市日新町一六ノ二三 松田周治外五百八十六名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五七四号 昭和四十八年九月十九日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 北海道小樽市最上二ノ一四ノ二八 三井計子外二百名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五五七五号 昭和四十八年九月十九日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 大阪市東住吉区平野宮町 牧泉外百六十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五六〇五号 昭和四十八年九月十九日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 札幌市白石区中央三条三丁目 小島清治外二百九名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五六〇八号 昭和四十八年九月十九日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」の撤回に関する請願

請願者 札幌市南区真駒内五輪団地六ノ二ノ六 田中貞夫外四百四十四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第五四〇〇号 昭和四十八年九月八日受理

障害児教育推進に関する請願

請願者 鹿児島市武町一、〇一九ノ三 野耕治外二百八十四名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第五五二四号 昭和四十八年九月十八日受理

障害児教育推進に関する請願

請願者 長崎県大村市上小路四六六ノ九 山田禎史外十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第五四一〇号 昭和四十八年九月十一日受理

女子教育職員の子育休暇法制定に関する請願

請願者 岡山県笠岡市二、九三三 岩田寅吉外千三百三十八名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第五四九一号 昭和四十八年九月十七日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」廃案に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有五ノ二三ノ八 森徳治外二百四十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」が衆参両議院で十分審議がつくされず国民の合意が得られないまま成立することには強く反対であり、大学の基本的改革をおこなう本法案については、今後国民各界・各層の意見を十分に聴取するため今国会は廃案にされた。

第五四九二号 昭和四十八年九月十七日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」廃案に関する請願

請願者 東京都足立区千住旭町一六ノ五 土田由美子外五十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五四九一号と同じである。

第五四九三号 昭和四十八年九月十七日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」廃案に関する請願

請願者 東京都稲城市平尾三八五ノ四四ノ四〇六 伊藤恵三外五十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五四九一号と同じである。

第五四九四号 昭和四十八年九月十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」廃案
に関する請願

請願者 東京都八王子市東浅川町七七〇
斎藤茂外五十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五四九一号と同じである。

第五四九五号 昭和四十八年九月十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」廃案
に関する請願

請願者 横浜市保土谷区岩崎町一八九 矢
島健治外五十九名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五四九一号と同じである。

第五四九六号 昭和四十八年九月十七日受理
「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」廃案
に関する請願

請願者 東京都八王子市元本郷町一ノ一三
ノ一五 成瀬清外八十一名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五四九一号と同じである。

第五五〇五号 昭和四十八年九月十八日受理
社会教育主事給与費の国庫助成制度の確立に関する
請願

請願者 宮崎市橋通東二ノ一〇ノ一宮崎県
議会議員 清正

紹介議員 平島 敏夫君
市町村の社会教育主事を都道府県教育委員会が任命し、その給与は義務教育関係職員と同じように都道府県が負担し、その二分の一を国庫で負担する制度を確立されたい。

理由
社会教育の振興を図るためには、施設設備の整備

充実はもとより指導体制の確立を図ることが緊急不可欠の要件であるにもかかわらず、市町村における社会教育指導の要点ともいべき社会教育主事の設置状況は人材不足、財政力の貧困ということもあつて、きわめて貧弱であり、次第に多様化し、かつ専門化して行く住民の要求に対応することが非常に困難になつてゐる。

第五五四〇号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡市南区若久一二四ノ四 古賀
政行外百七十名

紹介議員 原田 立君
水城大堤等保全のため、左記事項の実現を図られたい。

一、水城大堤の両側百メートル幅について、現状を凍結する措置を講ずること。

二、水城大堤の両側（南北）地域の買い上げ、ないし暫定措置として借り上げをすること。

三、水城大堤の両側百メートル幅について学術調査をすること。

四、国の史跡指定地買い上げは全額国庫負担とすること。

五、水城関連の小土居、春日、大土居、天神山、基山南部の築堤についても同様の措置を講ずること。

理由
一、特別史跡水城大堤は、福岡県大野城市と大宰府町の境界、東西から山丘が迫る地峡を利用して築堤された一キロメートルにわたる土塁線である。

二、国の史跡指定が水城大堤の土塁線だけに限定されているため、大堤の両側に隣接して高層ビルが建ち並んだ場合、史跡として国民の心に訴えるものが残されないおそれがある。

三、水城大堤は国道三号線、西鉄大牟田線等により分断されているが、今回さらに九州縦貫道、福岡

岡南バイパスが通過することにより、祖先の残した一大土木工事が、これと比較して著しく見おとりする。

四、水城の構造はまだ未調査で、学界にも定説がない。

五、地方自治体は経済的に弱く、史跡地買い上げの負担金が財政を圧迫している。

六、水城関連の諸築堤は水城大堤と同時に築かれ、防備の役割をもつていた。

第五五四一号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡市別府一ノ四ノ一三 阿部家
須子外三百五十九名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五四二号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡市西区下長尾八四七 松尾法
子外三百五十九名

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五四三号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡市東区大字浜男四八〇ノ二
秦茂雄外三百五十九名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五七一号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡市南区屋形原一、二三三ノ一
八八 樺島勝徳外五百二名

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五七二号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町南里日枝六九
七ノ一〇 川原正八外三百五十九
名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五九三号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡県甘木市大字野鳥七六 林
美実外二百五十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五九四号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市紫ヶ丘一八組 内
村マヌエ外二百七十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五九五号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡市西区原団地七〇ノ二一〇
神谷和彦外二百五十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五九六号 昭和四十八年九月十九日受理
特別史跡「水城跡」等の環境保全に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町五条 吉崎

幸子外二百三十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五五四〇号と同じである。

第五五六四号 昭和四十八年九月十九日受理

国立学校設置法等の一部改正案撤回並びに東京教育大学の廃学反対に関する請願

請願者 新潟県上越市本町二ノ六ノ一七

宮内格外三百三十一名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四八〇〇号と同じである。

第五五七六号 昭和四十八年九月十九日受理

「国立学校設置法等の一部を改正する法律案」反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市国分町三ノ四ノ八

中針龍一郎外二百六十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三八九〇号と同じである。

第五五八二号 昭和四十八年九月十九日受理

北海道教育大学旭川分校春光寮（女子寮）の新寮建設に関する請願

請願者 北海道旭川市宮前東 酒井良行外

八百四十九名

紹介議員 岩間 正男君

北海道教育大学旭川分校春光寮（女子寮）の希望者全員がはいれる新寮を早急に建設されたい。

理由

本寮は、明治三十五年建設されたもので、旧軍隊が使用していた建物を戦後改装して学生寮にしたもので、既に七十年以上になるので老朽化が著しく、寮生の生活の障害となる問題が数多く起こっている。すなわち、乾燥した木造建物の火災の危険、壁、床などの腐食による寮生期の寮生の健康

上の被害および寮の崩壊の危険、建物構造上から生ずる石炭暖房による中毒の被害等、本寮については、寮生の勉学、生活環境が整っておらず、寮生の生命すら守り得ない。しかしながらこの悪条件の下でも教育大学は、遠隔地からの通学者が多いため、入寮を希望する者が年々増加しており、今年度は希望者全員を寮に迎えることができないという事態が生じた。希望者全員はいれる新寮の要求は寮生はもとより、全学生、地域社会のものとなつてゐる。

第五六〇一号 昭和四十八年九月十九日受理

北海道教育大学旭川分校春光寮（女子寮）の新寮建設に関する請願

請願者 北海道旭川市住吉町一条 勝本務

外千六百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五五八二号と同じである。

第五六〇〇号 昭和四十八年九月十九日受理

教育職身分による学校司書の配置を中心とする学校図書館法の改正に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町中邸三ノ五五

館博通外千六百八十六名

紹介議員 小笠原貞子君

左記事項を骨子として、学校図書館法の改正を行なわれない。

一、学校規模・種別を問わず、司書教諭をただちに配置すること。

二、学校規模・種別を問わず、学校司書を必ず配置し、その身分は教育職とすること。

三、関連する学校教育法、教育公務員特例法並びに高校定数法などを改正し、法制的にも財政的にも必要な措置をとること。

理由

学校図書館活動は、学校教育活動の一環として、教科学習の展開に寄与し、生徒の人間形成に役立つ

てる目的をもつて行なわれるべきである。さらに、生徒の自主的、自発的学習を保障し、学習意欲の高揚をはかる使命があり、そのための教育が学校図書館教育であるので、図書館運営は教育的、民主的に行なわなければならない。

第五六〇九号 昭和四十八年九月十九日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願（二通）

請願者 東京都練馬区東大泉町五六六 稲

葉隆夫外千五百八十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第二十七号中正誤

ページ 段行 誤 正
二四 二九一〇 ユニテッド ユニテ

第六部

文教委員会會議錄第三十号 昭和四十八年九月二十六日【參議院】

昭和四十八年十月十七日印刷

昭和四十八年十月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W